



® 平成 30 年 10 月 30 日 (火)

No. 14803 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [166] (1)

☆[春宵一刻] 書類王の失敗 (8)

弁理士の眼

166

商品形態「ブラウス」不正競争行為差止等請求事件

ー東京地裁平成29(ワ)30499. 平成30年7月30日(民29部)判決<請求棄却>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕商品形態の模倣(不競法2条1項3号)、実質的同一性(酷似)、需要者の着目・印象、袖形状の相違、リボンの有無

【事案の概要】

本件は、原告が、被告に対し、被告において別紙

1 被告商品目録記載1ないし6の各ブラウス(以下、個別には同目録記載の番号に応じて「被告商品1」などといい、これらを併せて「被告各商品」という。)の譲渡、譲渡のための展示又は輸入(以下「譲渡等」という。)をする行為は、別紙2原告商品目録記載1ないし4の各ブラウス(以下、個別には同目録記載の番号に応じて「原告商品1」などといい、これら



Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS
葛和国际特許事務所

副所長	弁理士	塩崎	所長	弁理士	葛和	清司*	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	杉江	進		副所長	弁理士	井上	純一郎
	弁理士	小田切	顕一			弁理士	矢後	知美*
	弁理士	松浦	美紗			弁理士	大栗	由美
	弁理士	千野	綾子			弁理士	木羽	邦敏
	弁理士	高河原	櫻子			弁理士	前田	正夫
中国弁理士	鄭	芳子, Ph.D.	益鴻	常任顧問		技術顧問	R. Sankaran, Ph.D.	

*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL 03(5321)6761

FAX 03(5321)6760

E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>

を併せて「原告各商品」という。)の形態を模倣した商品の譲渡等として不正競争(不正競争防止法2条1項3号)に該当すると主張して、①不正競争防止法3条1項による差止請求権に基づき譲渡等の禁止、②同条2項による廃棄請求権に基づき被告各製品の廃棄、③同法4条による損害賠償請求権に基づき損害賠償金3298万6800円及びこれに対する不正競争後の日(本訴状送達の日)の翌日)である平成29年9月16日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実(当事者間に争いが無い又は後掲の証拠〔以下、書証番号は特記しない限り枝番の記載を省略する。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告(株式会社PETTERS)は、婦人服等の企画、製造、販売を業とする株式会社であり、「tocco」等のブランド名を使用して婦人服を販売している。

被告(株式会社マキシム)は、衣料品等の販売、卸売及び輸出入等を業とする株式会社であり、「KOBELLETTUCE」又は「神戸レタス」のブランド名を使用して婦人服を販売している。

(2) 原告各商品の販売

原告は、平成27年8月7日から原告商品1及び原告商品3の販売を、平成28年3月18日から原告商品2及び原告商品4の販売を、それぞれ開始した(甲9)。原告は、原告各商品を「tocco closet」と題するインターネットショッピングサイトにおいても販売している(甲2、22)。

(3) 被告各商品の販売

被告は、遅くとも平成28年5月1日以降、被告各商品を輸入し、公式ウェブサイト及び楽天株式会社の運営する楽天市場等の多数のインターネットショッピングサイトや実店舗において、被告各商品を譲渡し、譲渡のために展示した。

(4) 被告による販売継続

原告は平成29年2月25日、被告に対し、不正競争防止法上の差止請求権に基づき、被告各商品の譲渡等の停止と在庫の廃棄を求める旨等を記載した警告書を送付したが、被告は原告の要

望に応えることはできない旨を回答し、現在も被告商品の譲渡等を継続している。

2 争点

(1) 原告各商品は不正競争防止法2条1項3号の「他人の商品」に当たるか(争点1)

(2) 被告商品1は原告商品1の、被告商品2及び被告商品5は原告商品2の、被告商品3及び被告商品6は原告商品3の、被告商品4は原告商品4の各形態を模倣した商品であるか(争点2)

(3) 原告各商品の形態は不正競争防止法2条1項3号の「商品の形態」に当たるか(争点3)

(4) 損害の発生及び額(争点4)

【判 断】

1 事実認定

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告各商品の形態等

ア 原告各商品は、「afres」の名称で、「チョイ肩見せお袖リボンお目立ち令嬢ブラウス」との説明を添えて販売されている色を除いて形態を共通にする商品である(甲2、22)。

イ 原告各商品の形態は、別紙2原告商品目録記載1ないし4の各写真のとおりであり、具体的には次のとおりである(甲2、5～8、16～21、22)。

(ア) 全体・シルエット

裾に向かって若干広がっているノースリーブブラウスに、ボリュームを持たせたフリル袖を縫い付けることで肩及び上腕の上部を少し見せる形態としたブラウスである。

(イ) 生地

生地は、布帛(織物生地)が用いられている。

(ウ) 色

原告商品1は黒色、原告商品2は濃いネイビー色、原告商品3はオフホワイト色、原告商品4は、白色と黒色の縦横とも同じ太さのギンガムチェックである。